

加賀の木づかい奨励金交付要綱

平成24年4月1日告示第31号
改正 平成25年3月29日告示第23号
平成30年11月1日告示第125号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建物における加賀地域産木材の利用拡大を図るため、木造個人住宅（延床面積の1/2以上が住戸の併用住宅を含む。以下「住宅」という。）を建築し、又は購入した者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付対象)

第2条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 自己の居住の用に供するため、能美市内において次に掲げるすべての要件を満たす住宅を新築又は増改築する者及び新築後使用されたことのない住宅（以下「建売住宅」という。）を建売業者から購入する者

ア 住戸の専用面積が75㎡以上の住宅

イ 単位面積当たりの加賀地域産木材（集成材を含む。以下「地域産材」という。）の使用量が0.12㎡以上の住宅

(2) 自らの居住の用に供するため、能美市内において空き家等を購入し、次に掲げるすべての要件を満たす住宅に改修する者

ア 改修に占める面積が50㎡以上の住宅

イ 地域産材の使用量が5㎡以上の住宅

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、別表第1のとおりとする。

(奨励金の認定申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、当該建築の工事の着手前に、計画認定申請書（様式第1号）により市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定（様式第2号）を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請者に通知する。

(計画の変更、廃止)

第5条 前条の認定を受けた計画を変更しようとするときは、直ちに計画変更認定申請書（様式第3号）により市長に申請し、当該計画の変更の認定（様式第4号）を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更を除く。

2 前条及び同条第1項の認定を受けた計画を取り止めようとするときは、直ちに計画廃止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の申請等)

第6条 第4条第2項の認定を受け工事等が完了した者が、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付に係る住宅の所有権を移転した日若しくは工事引渡を受けた日から起算して3箇月を経過する日までに、奨励金交付申請書（実績報告書）（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定（額の確定）通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による交付決定通知を受けた者は、直ちに奨励金交付請求書（様式第8号）により市長に請求しなければならない。

（奨励金の返還等）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）この要綱に違反したとき
- （2）虚偽の申請その他不正行為があったとき
- （3）第4条第2項の認定を受けた計画の全部又は一部が交付要件に適合しないことが判明した場合
- （4）市税を滞納したとき
- （5）その他市長が特に適当でないと認めたとき

（適用除外）

第8条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

- （1）過去にこの要綱又は加賀地域産材利用促進事業補助金交付要綱の規定による奨励金又は補助金の交付を受けた者
- （2）公共補償等による新築工事をする者
- （3）市税を滞納している者

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 加賀地域産材利用促進事業補助金交付要綱（平成18年能美市告示第46号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月29日告示第23号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日告示第125号）

この告示は、平成30年11月1日から施行する。